名　称　大阪新島管理区域G灯標
位　置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約一・九キロメートル）
北緯　三四―三八―一五
東経　一三五―二一―三六
廃止年月日　平成二十五年四月十六日

名　称　大阪新島管理区域H灯標
位　置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約一・八キロメートル）
北緯　三四―三八―一〇
東経　一三五―二一―四一
廃止年月日　平成二十五年四月十六日

名　称　神戸第六南防波堤灯台
位　置
所在地　阪神港神戸区（第六南防波堤外端）
北緯　三四―三九―五〇
東経　一三五―一五―〇一
廃止年月日　平成二十五年四月十六日

○海上保安庁告示第百十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年五月十四日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　神戸第六防波堤灯台
位　置
所在地　阪神港神戸区（第六防波堤外端）
北緯　三四―四〇―一四
東経　一三五―一四―四三
変更した事項
灯　質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十五年四月十六日

○関東地方整備局告示第二百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　25
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本建築検査協会株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	佐々木芳紀

(2)　変更年月日
平成二十五年五月一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	内田　修一
変更後	佐々木芳紀

(2)　変更年月日
平成二十五年五月一日

○関東地方整備局告示第二百六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人茨城県建築センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	打越　信久

(2)　変更年月日
平成二十五年五月七日

○関東地方整備局告示第二百六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月十四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　8
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	碇　均
変更後	―

(2)　変更年月日
平成二十五年五月一日

○近畿地方整備局告示第百四十四号

紀の川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局紀の川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

次の図面（紀の川水系大第一号図から大第八号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

附　則

昭和三十九年六月十二日奈良県告示第百二十九号で告示した新たに河川となるべき区域の指定は廃止する。